

# 習志野市政始まって以来の恥辱である1億円を突破した「生活保護の不正受給未納者」について、その不（ふ）逞（てい）行為の内容等全貌を可能な限り市議会の場で明らかにし、かつ厳正に対処することを求める陳情

\*本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は、添付した資料等も併せてお取り扱い（公開）ください。また、委員会等へ付託された場合は習志野市議会の原則通り、資料を除く全文の朗読をお願い致します。

## 【陳情趣旨】

生活保護とは経済的に困窮した日本人のみに対し健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度です。これは国民のための制度であり、外国人は制度の対象外であることが平成26年7月18日に最高裁判所で確定しているものの、現状外国人には「人道的見地（慈愛の精神）」で制度を「準用」して施して差し上げています。

また、生活保護とは緊急避難的な制度であり、一旦保護を受けたとしても一刻も早くそこから脱しなければいけない（＝生活保護に安住してはならない）という事は言うまでもありません。

令和元年9月11日付で習志野市役所から頂戴した1枚の資料「外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表」、加えてそれらの内、一部の不正受給者や不正受給の返納状況などの7枚組の資料（添付）、これは平成29年度末時点で外国人不正受給未納者及び不正受給未納額が200万円を超えるいわゆる高額未納世帯についてその状況を記したものです。

結果としてそれらの内、日本人世帯は資料（表）中のAからOまで15世帯（以下、ワースト15世帯という）であり、全不正受給世帯97世帯の約15%を占めています。またこのワースト15世帯の不正受給未納額は約4930万円でありこれは全不正受給未納額約9740万円の50.6%となっております。

繰り返しになりますがこのワースト15世帯（約15%）で不正受給未納額の50%以上を占めていることとなります。

本来ならばここにワースト15世帯すべてについて資料から読み取れる事実及び考察を記すべきですが類似と思料されるものもあることから私として今回は任意の7世帯について記します。

\*仮にワースト15世帯が刑法や地方自治法、生活保護法等で時効を迎えたとしてもまたは自己破産などの処理を行ったとしても或いは死亡したとしても一般市民（≒納税者）感情として不正受給は許されるものではありませんし、許してもいけないことだと思えます。

生活保護の費用（源資）はすべて受給者を除く一般人が収めた国税・市民税の中から支払われています。一般人には当然不正受給者の状況（上記等）について「知る権利」があろうかと思えます。

→添付した1～7ページまでノンブル（最下段中央に記したページ番号）の付いた資料を併せてご覧ください。

1. 特に不名誉なワースト第一位である不正受給者Aさん。

この方は平成23年度頃に約711万円もの不正受給(以下6世帯すべてについて不正の内容は不明)が発覚し、以後返還を続けておられますが、発覚以降令和元年7月末までの約8年半に返還した額は累計で20万円にも満たず、返還率( $19.6万 \div 711万$  (%))は2.8%であり、年平均の返還金額は2.3万円程度( $19.6万 \div 8.5年$ )です。完済見込みについては毎年経済状況等を踏まえ市役所と不正受給者で相互に見直すため「未定」とのことですが仮に、この間の年平均返還額で算出しますと完納までに今後約300年( $692万 \div 2.3万$ )かかることとなります。不正受給者Aさんの年齢は判りませんが、不正受給者Aさんご自身は今後300年生き続けるおつもりなのでしょうか。この様な方には一般的な余命(平均寿命ー現年齢)と未納額から算出する「年間必要返還額」を当局から提示し、ご本人に確認を求めるなどの措置も必要ではないかと思えます。例えばこの方の一般的な余命が15年だとすると年間必要返還額は約46万円( $692万 \div 15年$ )となります。

2. ワースト2位である不正受給者Bさん

この方は平成26年度頃に約505万円もの不正受給が発覚し、以後返還を続けておられますが、発覚以降3年間は毎年約23万円から30万円程度返還するも、3年目にあたる平成28年度に2件目の不正受給240万円( $668万 - 428万$ )も発覚。その後返還意欲が減退したのか平成29年度は7.5万円、同30年度はゼロ、令和元年度は7月末までで3万円しか返還されておりません。不正受給者Aさん同様1件目の発覚以降の約5年半に返還した額は累計で88万円であり、返還率( $88 \div (506 + 240)$  (%))は11.8%、年平均の返還金額は16万円程度( $88万 \div 5.5年$ )です。完済見込みについては「未定」とのことですが仮に、この間の年平均返還額で算出しますと今後約41年( $658万 \div 16万$ )かかることとなります。ただし直近2年半の年平均返還額は4.2万円( $10.5万 \div 2.5年$ )でありこの額を用いて同様に算出すると完納までに約157年かかることとなります。

3. ワースト5位の不正受給者Eさん

この方は平成27年度頃に約343万円もの不正受給が発覚し、以後ピタ1文返還されておりません。不正受給者Eさんは現在生存されておられるのならば「返還の意思がほぼゼロ」と見做されても仕方ありません。

4. ワースト8位の不正受給者Hさん

この方は平成26年度頃に約144万円の不正受給が発覚し、平成27年度はピタ1文返還せず、さらに平成28年度頃に2件目の不正受給約120万円( $263万 - 144万$ )も発覚。平成28年度に1万円返還した以降令和元年7月末までに1円も返還されておりません。返還率( $1万 \div (144万 + 120万)$  (%))は0.4%です。この間の年平均返還額約0.2万円( $1万 \div 4.5年$ )で算出しますと今後完済までに約1190年以上( $262万 \div 0.2万$ )かかることとなります。不正受給者Hさんは現在生存されておられるのならば「返還の意思がほぼゼロ」と見做されても仕方ありません。

5. ワースト10位の不正受給者Jさん

この方は平成28年度頃に約250万円もの不正受給が発覚し、平成29年度に約3万円返還した以降令和元年7月末までに1円も返還されておりません。返還率( $3万 \div 251万$  (%))は

1. 2%です。この間の年平均返還額約1.2万円(3万÷2.5年)で算出しますと今後完済までに約205年以上(248万÷1.2万)かかることになります。

#### 6. ワースト13位の不正受給者Mさん

この方は平成29年度頃に約202万円もの不正受給が発覚し、以後令和元年7月末までにビタ1文返還されておりません。不正受給者Mさんも現在生存されておられるのならば不正受給者Eさん同様「返還の意思がほぼゼロ」と見做されても仕方ありません。

#### 7. ワースト9位の不正受給者Iさん

この方は平成22年度頃に約257万円もの不正受給が発覚し、以後令和元年7月末までにビタ1文返還されておりません。しかも「自己破産により徴収権消滅」とも記されておりません。そもそも生活保護を受給するにあたり負債(借金など)のある方は原則保護の対象外とされていますので万一その状態で保護を開始したとすると不正受給者Iさんは勿論、当局にも責めがあるかと思えます。または、保護開始以降、不正受給者Iさんが負債を負ったとするとこれは不正受給者Iさんの不法行為の可能性が考えられます。何故ならば保護受給中は借金など負債を負うことが禁止されているからです。

上記不正受給者Aさん、不正受給者Bさん、不正受給者Eさん、不正受給者Hさん、不正受給者Jさん、不正受給者Mさん、不正受給者Iさんを含むワースト15世帯、難しければ最低でも上記7世帯について当局の方々から委員会等の場で個人を特定する情報を除き、個別に不正受給の全貌を可能な限り具体的に明らかにして(ご説明)ください。

[個別具体的な内容の一例]

- ・令和元年11月時点で生活保護を受給中であるか否か。否の際は廃止、中止等処分について
  - ・不正受給の内容(稼働収入・年金収入・親族などからの金銭援助などの不申告、虚偽申告など)
  - ・家庭状況(関係者を含む)(母子家庭だが内縁関係者がいる、服役中、暴力団関係など)
  - ・家族構成の変動の内容(本人・配偶者等の死亡、結婚、離婚、子供の誕生、独立など)
- \*それぞれ期日のあるものは年月までご明示ください。例えば平成30年8月に本人死亡など
- \*生活保護受給者であっても不正受給さえ犯していなければ私として上記情報等の提供を求めることはありません。ワースト15世帯の方にはこの事を(ご自身の悪行に係る)自業自得、因果応報の類とご承知おきください。

さて、私は令和元年6月議会に受理番号第16号「令和新時代に向けてか、習志野市は平成31年2月6日に『(生活保護の)不正受給とならないために』と題するホームページ(添付)を公開しました。そこには『(今後は)不正受給に対して厳正に対処して参ります。』と記してあります。そこで約1億円に近い『生活保護の不正受給未納者』(≒詐欺の蓋然性が非常に高い者)について、今まで以上に厳正に対処することを求める陳情」に於いて、平成29年度末時点で不正受給未納額が200万円を超える方について令和元年7月末までに全額返済を求めました。残念ながら陳情は不採択でしたが、不正受給未納者にはある程度の効果があったのかもしれない。具体的には添付した資料以降の令和元年8月以降現在までに上記不正受給未納者の一部または全部が返還金を収めている事実関係です。当然私はこれを期待しておりますが、事実であれば委員会等の場で当局の方々からワースト15世帯について、世帯別の返還金額、返還月などについてもご説明ください。

さらにここに令和元年6月議会文教福祉常任委員会に於いて、健康福祉部長（菅原優氏）の受理番号第12号及び16号の陳情についての参考意見を会議録より抜粋します。

[抜粋開始]

それでは、委員長の御指示に従いまして、受理番号第12号及び第16号の陳情について一括して参考意見を申し上げます。（中略）

このような取り組みを行っているところでありますが、不正受給の減少には至っていない状況であります。

なお、不正受給の事実が確認できた時点で保護費の返還を求めることとなりますが、この返還金につきましては一括での返還を原則としております。しかしながら、一括返還が困難な場合には、個々の返還能力を考慮した分割による納付も認めており、その場合は分割納付誓約書を提出させ、毎月の履行について確認をしております。

また時効による返還金・徴収金の消滅時効を防ぐための取り組みといたしましては、不正受給を行った保護受給者から債務承認書をとるなど、納入未済額について時効中断の措置を確実に行うとともに、分割納付不履行者には担当ケースワーカーによる電話や文書による履行催告や債権管理課との合同訪問を実施するなど、適正な債権管理に努めております。

また、徴収困難な事案については債権管理課へ徴収業務の移管を行い、国税徴収の例による財産の差し押さえにより租税債権同様、返還金の強制徴収にも取り組んでおります。（中略）

次に、受理番号第16号について申し上げます。

平成29年度末までの返還金が200万円を超える世帯は、14世帯であります。このうち9世帯が分割納付誓約を交わし、履行管理を実施しており、このうちの5世帯は定期的に納付が履行されております。

また、1世帯は分割納付誓約を交わしてはおりませんが、定期的に納付が履行されております。

なお、平成30年度における返還金が200万円を超える新たな世帯は1世帯であり、分割納付契約は交わしてはありますが、定期的な納付の確認がとれておらず、分割納付は不履行となっております。[抜粋終わり]

上記同様に本陳情についても当局より参考意見があろうかと思いますが、その際、当局の方々へのお願いとして、令和元年7月末時点でワースト15世帯について個別に、分割納付誓約、契約書等の締結の有無について、有りの場合、Ⅰ約定通り返還している世帯、Ⅱ約定通りではないが返還している世帯

Ⅱ-1 返還金額のみ違約あり

Ⅱ-2 返還期日のみ違約あり

Ⅱ-3 金額、期日共に違約あり

Ⅲ締結しているにもかかわらず返還なし

分割納付誓約、契約書等の締結の有無について、無しの場合、

Ⅳ返還のある世帯

Ⅴ返還のない世帯

に分類してご説明ください。

加えて令和元年10月25日付で習志野市役所から頂戴した不正受給者や不正受給の返納状況などの1枚の資料(添付)、これはワースト15世帯(上記の者)を除き平成30年度末時点で不正受給未納額のワースト5世帯についてその状況を記したものです。

結果としてそれらの世帯は資料(表)中の①から⑤まで5世帯であります。不正受給者①さん、不正受給者②さん、不正受給者③さん、不正受給者④さん、不正受給者⑤さんの5名についても上記ワースト15世帯についてと同様の説明を当局の皆様にあります。

\*返還については令和元年10月以降について

#### 【特記事項】

委員会等で本陳情のご審議を深めて戴くためには上記の通り不正受給者の状況(不正当時や現況)等について可能な限り当局の方々から情報提供(ご説明)いただくことが不可欠であると思います。その為当局の方々には参考意見作成等にあたり大変な労力をおかけすることになるかとも思っています。

お手数をおかけしますが趣旨等ご理解の上、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

尚、私として本陳情は前議会に提出しました「習志野市政始まって以来の恥辱ともいえる1億円を突破した『生活保護の不正受給未納者』について、その不(ふ)逞(てい)行為の内容等全貌を可能な限り市議会の場で明らかにし、かつ今まで以上に厳正に対処することを求める陳情」とは似て非なるものと認識しております。本陳情が委員会等に付託されない場合または不正受給の全貌が明らかになり、情状酌量の余地等が確認できない限り、誠に遺憾ながら不正受給者について今後、警察・検察等へ告発せざるを得ないことを申し添えます。その際、私には捜査権も通常逮捕権もありませんので警察、検察等に一任することとなります。

#### 【陳情項目】

表題の通りです。

生活保護の不正受給者(世帯)などに対して信賞必罰、社会正義の実現、早期全額返還等を習志野市で実現して頂きたいと心から願い、陳情項目とします。

令和2年2月19日

習志野市鷺沼台4-7-1

緒方直行

習志野市議会議長 田中 真太郎 様



外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成29年度末(30年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成30年度末(令和元年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	4世帯 (フィリピン3、パキスタン) 1,573,473円	2世帯 (フィリピン2) 981,731円
日本人世帯	93世帯 95,808,384円	92世帯 101,507,929円
合計	97世帯 97,381,857円	94世帯 102,489,660円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成29年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成30年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
40世帯 85,568,890円	43世帯 96,538,707円
1,693世帯 3,578,482,274円	1,712世帯 3,442,207,747円
1,733世帯 3,664,051,164円	1,755世帯 3,538,746,454円

※世帯数は各年度末時点  
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯(フィリピン) 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成30年度	5世帯 1,074,072円	日本人世帯 5世帯 1,074,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

※平成30年度の決算数値は見込値となります。

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成29年度末(30年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,602,376円	4世帯 1,573,473円
日本人世帯	79世帯 80,667,174円	93世帯 95,808,384円
合計	82世帯 82,269,550円	97世帯 97,381,857円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成29年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
42世帯 84,831,277円	41世帯 85,568,890円
1,653世帯 3,472,938,423円	1,692世帯 3,578,482,274円
1,695世帯 3,557,769,700円	1,733世帯 3,664,051,164円

※世帯数は各年度末時点  
 ※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

モデル世帯	生活保護費基準額(円)		
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類+第2類	75,100
	住宅扶助費		46,000
	冬季加算(11月~3月)		2,580
	計(住宅・冬季含む)		123,680
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類+第2類	114,150
	住宅扶助費		55,000
	冬季加算(11月~3月)		3,660
	計(住宅・冬季含む)		172,810
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	138,780
	児童養育加算		20,000
	教育扶助費		3,430
	母子加算		24,200
	小計		186,410
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,160
	計(住宅・冬季含む)		250,370
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	141,340
	児童養育加算		10,000
	小計		151,340
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,160
	計(住宅・冬季含む)		215,300
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	165,220
	児童養育加算		20,000
	教育扶助費		3,430
	小計		188,650
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,490
	計(住宅・冬季含む)		252,940



## 平成30年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和元年9月末状況

単位 (円)

平成30年度末		令和元年9月末		
世帯数	未納額	平成30年度中返還額	令和元年中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	7,200,015	0	45,000	7,155,015

(内訳)

単位 (円)

平成30年度末		令和元年9月末		
世帯数	未納額	平成30年度中返還額	令和元年中返納額	未納残額
①世帯	2,192,740	0	5,000	2,187,740
②世帯	1,906,125	0	0	1,906,125
③世帯	1,419,236	0	20,000	1,399,236
④世帯	855,651	0	20,000	835,651
⑤世帯	826,263	0	0	826,263

①

	年度当初額	返還額	年度末未納額	不正受給開始年月	平成29年4月
平成30年度	2,192,740	0	2,192,740	最終不正受給年月	平成30年6月
令和元年度	2,192,740	5,000	2,187,740	完済見込時期	未定

②

	年度当初額	返還額	年度末未納額	不正受給開始年月	平成27年10月
平成30年度	1,906,125	0	1,906,125	最終不正受給年月	平成29年7月
令和元年度	1,906,125	0	1,906,125	完済見込時期	未定

③ 2件

	年度当初額	返還額	年度末未納額	不正受給開始年月	1件目	2件目
平成30年度	1,419,236	0	1,419,236	最終不正受給年月	H26.4	H26.7
令和元年度	1,419,236	20,000	1,399,236	完済見込時期	H26.6	H27.11
					未定	未定

④ 2件

	年度当初額	返還額	年度末未納額	不正受給開始年月	1件目	2件目
平成30年度	855,651	0	855,651	最終不正受給年月	H28.10	H29.4
令和元年度	855,651	20,000	835,651	完済見込時期	H29.8	H30.8
					未定	未定

⑤

	年度当初額	返還額	年度末未納額	不正受給開始年月	平成27年8月
平成30年度	826,263	0	826,263	最終不正受給年月	平成28年1月
令和元年度	826,263	0	826,263	完済見込時期	未定

被保護外国人世帯数(世帯主の国籍・世帯人員)  
各年度 7月1日現在

表1

	令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度		平成26年度	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
韓国・朝鮮							12	12	11	11	9	9
韓国	10	10	12	12	10	10						
朝鮮	4	4	4	4	4	4						
中国・台湾	5	6	5	6	5	7	4	7	3	5	2	4
フィリピン	11	18	10	18	12	26	14	30	13	28	11	25
ブラジル	5	7	4	5	4	5	4	5	3	4	2	3
ペルー	5	13	5	12	5	11	4	8	4	9	4	10
エチオピア	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ナイジェリア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
タイ	0	0	0	0	1	1	2	3	2	5	2	7
イラン	0	0	0	0	1	2	1	2	1	2	1	2
ウクライナ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
合計	42	61	41	58	43	67	42	68	39	68	34	69

\*表1は、各年度7月1日現在で、世帯主が外国人世帯。世帯主の国籍およびその世帯人数の合計  
\*被保護世帯の主が外国人およびその世帯員数であり、同居の配偶者、子、その他親族が主と同じ国籍とは断定できません。

各年度末現在

表2

年度	世帯数	人員
平成26年度末	40	72
平成27年度末	43	73
平成28年度末	42	67
平成29年度末	40	58
平成30年度末	43	60

\*表2は、3月中に保護を受給した外国人を3月末日でカウントした資料

生活保護状況

年度	世帯数	人員
平成29年度末	1,733	2,204
平成30年度末	1,755	2,197

平成30年度末時点生活保護法第78条徴収金未納外国人の令和元年7月末状況

単位 (円)

平成30年度末		令和元年7月末		
世帯数	未納額	国籍変更	令和元年中返納額	未納残額
2世帯 (フィリピン2)	981,731	-	40,000	941,731

(内訳)

単位 (円)

平成30年度末		令和元年7月末		
世帯	未納額	国籍変更	令和元年中返納額	未納残額
イ世帯	258,000	なし	20,000	238,000
ロ世帯	723,731	なし	20,000	703,731

単位 (円)

イ 2件					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成22年度	607,452	0	607,452		
平成23年度	607,452	207,452	400,000		
平成24年度	400,000	0	400,000		
平成25年度	400,000	0	400,000		
平成26年度	400,000	4,000	396,000		
平成27年度	396,000	36,000	360,000		
平成28年度	360,000	44,000	316,000		
平成29年度	316,000	38,000	278,000	不正受給開始年月	保存期間経過
平成30年度	278,000	20,000	258,000	最終不正受給年月	保存期間経過
令和元年度	258,000	20,000	238,000	完済見込時期	未定

単位 (円)

ロ					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成22年度	828,731	0	828,731		
平成23年度	828,731	0	828,731		
平成24年度	828,731	0	828,731		
平成25年度	828,731	0	828,731		
平成26年度	828,731	0	828,731		
平成27年度	828,731	25,000	803,731		
平成28年度	803,731	50,000	753,731		
平成29年度	753,731	10,000	743,731	不正受給開始年月	保存期間経過
平成30年度	743,731	20,000	723,731	最終不正受給年月	保存期間経過
令和元年度	723,731	20,000	703,731	完済見込時期	未定

※完済見込時期については、1年毎に経済状況等を確認し、金額の見直しを行うため、現時点での完納時期は未定となります。

平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和元年7月末状況

単位 (円)

平成29年度末		令和元年7月末		
世帯数	未納額	平成30年度中返還額	令和元年中返納額	未納残額
15世帯 (日本15)	49,299,107	554,000	210,500	48,534,607

(内訳)

単位 (円)

平成29年度末		令和元年7月末		
世帯数	未納額	平成30年度中返還額	令和元年中返納額	未納残額
A世帯	6,935,500	12,000	4,500	6,919,000
B世帯	6,605,000	0	30,000	6,575,000
C世帯	4,513,846	240,000	80,000	4,193,846
D世帯	3,542,016	26,000	4,000	3,512,016
E世帯	3,428,295	0	0	3,428,295
F世帯	3,227,060	20,000	0	3,207,060
G世帯	2,775,679	0	0	2,775,679
H世帯	2,618,803	0	0	2,618,803
I世帯	2,567,829	0	0	2,567,829
J世帯	2,480,000	0	0	2,480,000
K世帯	2,377,660	0	0	2,377,660
L世帯	2,166,350	16,000	12,000	2,138,350
M世帯	2,023,465	0	0	2,023,465
N世帯	2,020,000	0	0	2,020,000
O世帯	2,017,604	240,000	80,000	1,697,604

A					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成20年度	-	-	-		
平成21年度	-	-	-		
平成22年度	-	-	-		
平成23年度	7,114,718	34,718	7,080,000		
平成24年度	7,080,000	5,000	7,075,000		
平成25年度	7,075,000	26,000	7,049,000		
平成26年度	7,049,000	34,000	7,015,000		
平成27年度	7,015,000	32,000	6,983,000		
平成28年度	6,983,000	29,000	6,954,000		
平成29年度	6,954,000	18,500	6,935,500	不正受給開始年月	H19.11
平成30年度	6,935,500	12,000	6,923,500	最終不正受給年月	H22.10
令和元年度	6,923,500	4,500	6,919,000	完済見込時期	未定

平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和元年7月末状況

B 2件					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成20年度	-	-	-		
平成21年度	-	-	-		
平成22年度	-	-	-		
平成23年度	-	-	-		
平成24年度	-	-	-	1件目	
平成25年度	-	-	-	不正受給開始年月	H23.4
平成26年度	5,055,000	225,000	4,830,000	最終不正受給年月	H24.11
平成27年度	4,830,000	250,000	4,580,000	完済見込時期	未定
平成28年度	4,580,000	300,000	4,280,000	2件目	
平成29年度	6,680,000	75,000	6,605,000	不正受給開始年月	H29.1
平成30年度	6,605,000	0	6,605,000	最終不正受給年月	H29.6
令和元年度	6,605,000	30,000	6,575,000	完済見込時期	未定

C					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成20年度	-	-	-		
平成21年度	-	-	-		
平成22年度	-	-	-		
平成23年度	-	-	-		
平成24年度	5,404,400	0	5,404,400		
平成25年度	5,404,400	0	5,404,400		
平成26年度	5,404,400	170,554	5,233,846		
平成27年度	5,233,846	240,000	4,993,846		
平成28年度	4,993,846	240,000	4,753,846		
平成29年度	4,753,846	240,000	4,513,846	不正受給開始年月	H20.3
平成30年度	4,513,846	240,000	4,273,846	最終不正受給年月	H24.9
令和元年度	4,273,846	80,000	4,193,846	完済見込時期	未定

平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和元年7月末状況

D					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成20年度	-	-	-		
平成21年度	3,573,106	0	3,573,106		
平成22年度	3,573,106	90	3,573,016		
平成23年度	3,573,016	0	3,573,016		
平成24年度	3,573,016	0	3,573,016		
平成25年度	3,573,016	0	3,573,016		
平成26年度	3,573,016	1,000	3,572,016		
平成27年度	3,572,016	0	3,572,016		
平成28年度	3,572,016	8,000	3,564,016		
平成29年度	3,564,016	22,000	3,542,016	不正受給開始年月	H17.3
平成30年度	3,542,016	26,000	3,516,016	最終不正受給年月	H20.5
令和元年度	3,516,016	4,000	3,512,016	完済見込時期	未定

E					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成20年度	-	-	-		
平成21年度	-	-	-		
平成22年度	-	-	-		
平成23年度	-	-	-		
平成24年度	-	-	-		
平成25年度	-	-	-		
平成26年度	-	-	-		
平成27年度	-	-	-		
平成28年度	3,428,295	0	3,428,295		
平成29年度	3,428,295	0	3,428,295	不正受給開始年月	H26.1
平成30年度	3,428,295	0	3,428,295	最終不正受給年月	H27.11
令和元年度	3,428,295	0	3,428,295	完済見込時期	未定

F					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成20年度	-	-	-		
平成21年度	-	-	-		
平成22年度	-	-	-		
平成23年度	4,215,000	127,940	4,087,060		
平成24年度	4,087,060	0	4,087,060		
平成25年度	4,087,060	40,000	4,047,060		
平成26年度	4,047,060	100,000	3,947,060		
平成27年度	3,947,060	240,000	3,707,060		
平成28年度	3,707,060	240,000	3,467,060		
平成29年度	3,467,060	240,000	3,227,060	不正受給開始年月	保存期間経過
平成30年度	3,227,060	20,000	3,207,060	最終不正受給年月	保存期間経過
令和元年度	3,207,060	0	3,207,060	完済見込時期	未定

## 平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和元年7月末状況

G 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成20年度	-	-	-
平成21年度	-	-	-
平成22年度	-	-	-
平成23年度	-	-	-
平成24年度	-	-	-
平成25年度	2,494,000	200,000	2,294,000
平成26年度	2,294,000	250,000	2,044,000
平成27年度	2,044,000	300,000	1,744,000
平成28年度	1,744,000	300,000	1,444,000
平成29年度	3,030,679	255,000	2,775,679
平成30年度	2,775,679	0	2,775,679
令和元年度	2,775,679	0	2,775,679

1件目	不正受給開始年月	H21.10
	最終不正受給年月	H25.8
	完済見込時期	未定
2件目	不正受給開始年月	H28.6
	最終不正受給年月	H29.10
	完済見込時期	未定

H 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成20年度	-	-	-
平成21年度	-	-	-
平成22年度	-	-	-
平成23年度	-	-	-
平成24年度	-	-	-
平成25年度	-	-	-
平成26年度	-	-	-
平成27年度	1,440,665	0	1,440,665
平成28年度	2,628,803	10,000	2,618,803
平成29年度	2,618,803	0	2,618,803
平成30年度	2,618,803	0	2,618,803
令和元年度	2,618,803	0	2,618,803

1件目	不正受給開始年月	H25.5
	最終不正受給年月	H26.9
	完済見込時期	未定
2件目	不正受給開始年月	H26.10
	最終不正受給年月	H28.6
	完済見込時期	未定

I ※自己破産により徴収権消滅			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成20年度	-	-	-
平成21年度	-	-	-
平成22年度	-	-	-
平成23年度	2,567,829	0	2,567,829
平成24年度	2,567,829	0	2,567,829
平成25年度	2,567,829	0	2,567,829
平成26年度	2,567,829	0	2,567,829
平成27年度	2,567,829	0	2,567,829
平成28年度	2,567,829	0	2,567,829
平成29年度	2,567,829	0	2,567,829
平成30年度	2,567,829	0	2,567,829
令和元年度	2,567,829	0	2,567,829

不正受給開始年月	保存期間経過
最終不正受給年月	保存期間経過
完済見込時期	未定

## 平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和元年7月末状況

J					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成20年度	-	-	-		
平成21年度	-	-	-		
平成22年度	-	-	-		
平成23年度	-	-	-		
平成24年度	-	-	-		
平成25年度	-	-	-		
平成26年度	-	-	-		
平成27年度	-	-	-		
平成28年度	-	-	-		
平成29年度	2,509,187	29,187	2,480,000	不正受給開始年月	H27.3
平成30年度	2,480,000	0	2,480,000	最終不正受給年月	H28.6
令和元年度	2,480,000	0	2,480,000	完済見込時期	未定

K					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成20年度	-	-	-		
平成21年度	-	-	-		
平成22年度	-	-	-		
平成23年度	-	-	-		
平成24年度	-	-	-		
平成25年度	-	-	-		
平成26年度	3,047,660	220,000	2,827,660		
平成27年度	2,827,660	180,000	2,647,660		
平成28年度	2,647,660	180,000	2,467,660		
平成29年度	2,467,660	90,000	2,377,660	不正受給開始年月	H24.9
平成30年度	2,377,660	0	2,377,660	最終不正受給年月	H24.12
令和元年度	2,377,660	0	2,377,660	完済見込時期	未定

L					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成20年度	-	-	-		
平成21年度	-	-	-		
平成22年度	-	-	-		
平成23年度	-	-	-		
平成24年度	-	-	-		
平成25年度	-	-	-		
平成26年度	-	-	-		
平成27年度	2,266,350	20,000	2,246,350		
平成28年度	2,246,350	60,000	2,186,350		
平成29年度	2,186,350	20,000	2,166,350	不正受給開始年月	H23.12
平成30年度	2,166,350	16,000	2,150,350	最終不正受給年月	H25.11
令和元年度	2,150,350	12,000	2,138,350	完済見込時期	未定



平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和元年7月末状況

M					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成20年度	-	-	-		
平成21年度	-	-	-		
平成22年度	-	-	-		
平成23年度	-	-	-		
平成24年度	-	-	-		
平成25年度	-	-	-		
平成26年度	-	-	-		
平成27年度	-	-	-		
平成28年度	-	-	-		
平成29年度	2,023,465	0	2,023,465	不正受給開始年月	H28.1
平成30年度	2,023,465	0	2,023,465	最終不正受給年月	H29.8
令和元年度	2,023,465	0	2,023,465	完済見込時期	未定

N 2件					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成20年度	-	-	-		
平成21年度	-	-	-		
平成22年度	2,504,078	174,078	2,330,000		
平成23年度	2,908,978	484,182	2,424,796		
平成24年度	2,424,796	0	2,424,796		
平成25年度	2,424,796	134,715	2,290,081		
平成26年度	2,290,081	50,000	2,240,081		
平成27年度	2,240,081	30,000	2,210,081		
平成28年度	2,210,081	110,000	2,100,081		
平成29年度	2,100,081	80,081	2,020,000	不正受給開始年月	保存期間経過
平成30年度	2,020,000	0	2,020,000	最終不正受給年月	保存期間経過
令和元年度	2,020,000	0	2,020,000	完済見込時期	未定

O					
	年度当初額	返還額	年度末未納額		
平成20年度	-	-	-		
平成21年度	-	-	-		
平成22年度	-	-	-		
平成23年度	-	-	-		
平成24年度	-	-	-		
平成25年度	-	-	-		
平成26年度	-	-	-		
平成27年度	-	-	-		
平成28年度	2,297,604	50,000	2,247,604		
平成29年度	2,247,604	230,000	2,017,604	不正受給開始年月	H27.5
平成30年度	2,017,604	240,000	1,777,604	最終不正受給年月	H28.7
令和元年度	1,777,604	80,000	1,697,604	完済見込時期	未定

平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和元年7月末状況

※完済見込時期については、1年毎に経済状況等を確認し、金額の見直しを行うため、現時点での完納時期は未定となります。